

2026年1月29日

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見

一般社団法人全国信用金庫協会

○企業会計基準委員会が設けた各質問に対するコメント

<前提>

本基準案は、主に上場企業を対象とし、国際会計基準と整合性のあるものとすることを主眼に、貸倒引当金の算定方法等の大幅な見直しが提案されておりますが、地域や中小企業が主な利用者となる協同組織金融機関においては、地域金融機関としての役割や中小企業への資金供給に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした背景を踏まえ、今後、本基準を参考に、協同組織金融機関が参照する会計の基準について当局と協議しながら検討していくこととなります。

そのため、各質問に対する同意・不同意への回答は差し控え、重要と思われる事項について以下のとおりコメントいたします。

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ 2 及びステップ 3）」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ 4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし。

質問 2（範囲に関する質問）

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

満期保有目的債券については、信用リスクが著しく増大していない場合でも予想信用損失の算定が求められているが^{*1}、地域金融機関が長期保有する国債や地方債の多くは AA 格以上の高格付けであり、実際に損失が発生する可能性は極めて低い。このような債券に対しても算定作業自体が必要となることは、業務効率の観点から課題となり得る。

また、当座貸越契約や貸出コミットメント等については、当面の間、規制上の目的で用いられる数値（例えば、自己資本比率規制上では、一般的な当座貸越契約に対しては、10%

の掛目が設定されている)を用いて、予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とすることが示されているが^{※2}、当座貸越契約や貸出コミットメント等は、実行されないケースも多く、規制上の目的で用いられる数値をそのまま適用した場合、金額が過大に見積もられる可能性がある。

このため、満期保有目的債券にはより柔軟な取扱いを、また、当座貸越契約・貸出コミットメント等については、上記当面の取扱いによる過大な見積りの懸念を踏まえ、予想損失算定に用いるデータが整備されるまでの当面の間は、その実行状況等も勘案し、適用しないという取扱いも認めてほしい。

※1 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準(案)」第 16 項、<補足文書(案)>金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて(案)第 43~54 項

※2 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準(案)」第 26-3 項、<補足文書(案)>金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて(案)第 55~61 項

質問 3-1 (信用リスクの著しい増大の判定に関する質問)

本公開草案における債権等の発生認識以降における信用リスクの著しい増大の判定(簡素化された判定方法を含む。)に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

簡素化された予想信用損失の算定方法においては、「信用リスクの著しい増大に関する判定」について、内部信用格付を活用して判定する方法が例示されているが^{※1}、2019 年 12 月に廃止された金融検査マニュアル 自己査定(別表 1)には、「国内基準適用金融機関にあっては、信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えない」旨が明記されており、実務上、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関も、一定数存在すると考えられる。

そのため、「信用リスクの著しい増大に関する判定」については、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関の実態を踏まえた算定方法を例示いただきたい。

また、簡素化された予想信用損失の判定方法では、その他要注意先債権について「債権単位で SICR が生じていないと反証できる」とされているが、現行の会計実務では、正常先・その他要注意先ともに見積期間は 1 年とされており、判定方法を区別する合理性に乏しく、加えて、債権単位での評価は実務負担が大きい。

そのため、正常先の要判定格付と同様に、債務者単位での評価を認めていただきたい。

※1 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針(案)」第 55 項~第 62 項及び<補足文書(案)>「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて(案)」第 14、15 項 等

※2 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針(案)」第 60 項

質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

予想信用損失の算定にあたり、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映することが提案されている。また、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観測可能なデータに基づいて調整を行うこととされており、当該観測可能なデータの例示として、「(1) 国内総生産 (GDP)、(2) 失業率、(3) 不動産価格や商品価格、(4) 借手の支払状況、(5) 金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因」が示されている。*

しかし、協同組織金融機関を中心とした地域金融機関においては、営業地域が限定されていることに加え、地域の産業構造などの影響により、取引先の業種が特定の分野に偏る傾向が見られる場合もあり、このような場合には、特に、国内総生産 (GDP) や失業率、不動産価格といった全国的なマクロ経済指標の変化が、必ずしも当該金融機関の信用リスクに直接的な影響を及ぼすとは限らないものと考えられる。

こうした実態を踏まえると、地域や業種の特성에応じた情報の活用も可能となるような、代替可能な簡便手法や柔軟な算定方法を追加的に例示いただきたい。

※ 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針 (案)」第 49 項～第 51 項 等

質問 4（償却原価に係る会計処理に関する質問）

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし。

質問 5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし。

質問 6-1 (適用時期に関する質問)

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

適用時期として示された「3 年程度」については、実務上の準備期間としてなお慎重な検討が必要である。

今回の改正は、従来と大きく異なる実務対応を求める内容を含むうえ、表現が抽象的な項目も多く、内容の理解や監査法人との調整に相応の時間を要する可能性が高い。さらに、これらを踏まえたシステム対応等にも一定の期間を要することが見込まれる。

したがって、寄せられたコメントに加え、委員以外の対象法人における事務負担やコスト等の影響についても実態を十分に調査したうえで、適用時期を設定すべきである。

※ 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準 ((案)」第 120-4 項 等

質問 6-2 (経過措置に関する質問)

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし。

質問 7 (設例及び開示例に関する質問)

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

設例および開示例は、基準の理解を助けるうえで有用であり、実務上の参考となる。

一方で、地域金融機関においては取引の単純性やリソースの制約も踏まえ、より簡素な事例や様式の提示があると、実務への定着が一層図られるものとする。

質問 8 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

本会計基準は、金融商品の信用リスクに関する会計処理のあり方を大きく転換する重要な制度改正である一方で、内容は専門的かつ難解であり、システム対応を含めた実務への影響も少なくない。

そのため、本会計基準等の適用までの間に、周知徹底の観点から、多方面にわたる個別具体的な解説を行うなど、丁寧な情報提供を強く期待する。

以上